

役員補欠選挙の公告

曾代用土地改良区告示第42号

曾代用土地改良区定款付属書役員選挙規程第4条の規定により、役員の補欠選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和3年3月12日

曾代用土地改良区 理事長 松田洋一

記

- 1 選挙の期日 令和3年3月21日
- 2 投票の期日 令和3年3月20日までに（書面による投票）
- 3 投票所及び開票所 関市下有知3245番地32 下有知ふれあいセンター
- 4 選挙する役員（理事）の数

| 被選挙区 | 被選挙区域 | 理事定数 |
|------------|---|------|
| 第3 被選挙区 | 関市（旧関町） （赤渕、居敷町、一本木町、大坪、貸上町、北仙房、北福野町、西仙房、栄町、宝山町、堅切北、堅切南、段下、西貸上、西境松町、馬場出、東貸上、東仙房、日ノ出町、古屋敷町、平和通、南貸上、巾、南仙房、向西仙房、森西町、柳町） | 1人 |

- 5 投票用紙に記載する役員（理事）の数 1人
- 6 その他
 - (1) 役員に立候補する者は、選挙期日の三日前までにその旨を書面でこの土地改良区に届け出て下さい。
 - (2) 役員の候補者を推薦する者（組合員3人以上）は、本人の承諾を得て、選挙期日の三日前までにその旨を書面でこの土地改良区に届けてください。
 - (3) (1) 及び (2) の届出は、午前8時30分から午後5時までの間に行ってください。
 - (4) 役員の候補者となった者の住所、氏名、被選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日の前日までに公告します。